

令和6年度 第2回大野城市地域包括支援センター運営協議会会議録

- I. 出席者名 運営協議会委員(別添委員名簿のとおり) 13 名
※欠席:福島委員、福田委員、中野委員、岡本委員
千葉すこやか長寿課長
すこやか長寿課(基幹型地域包括支援センター)職員(行武係長、田川係長、鳩山、伊勢)
地区地域包括支援センター管理者(南:深川(管理者代理)、中央:高尾、東:山崎、北:内野)
- II. 開催日時 令和7年3月14日(金) 16時10分～17時05分
- III. 開催場所 大野城市すこやか交流プラザ 2階 健康学習室1
- IV. 会議内容 大野城市地域包括支援センター運営協議会

V. 次第

1. 委嘱状交付式

1) 委嘱状交付

2) 会長及び副会長の選出

会長に本郷委員、副会長に瀬戸委員が就任

3) すこやか長寿課長挨拶

2. 会議開会

1) 議題

ア) 地域包括支援センターの事業評価の報告

2) 報告事項

ア) チームオレンジ事業「まどかオレンジ」の実施状況について

イ) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況について

3) その他

ア) 感染対策委員会について

【質疑応答】

1) 議題 ア) 地域包括支援センターの事業評価の報告

○ 瀬戸副会長

各地区包括支援センター資料の三職種 1 人あたりの時間数に関して、どのような基準なのか。在宅医療・介護連携に関するところが極端に少ない数字になっている。基幹型地域包括支援センターの方で主に行っているということなのか。

⇒事務局(基幹型地域包括支援センター)

記載している業務の項目にて、令和6年9月～11月までの間で毎日、それぞれの職種、職員が時間単位で出してもらったものとなる。その平均という形となるのでこのような結果となっている。また、本業務は基幹型地域包括支援センターにて主に行う業務となっている。

○ 瀬戸副会長

北地域包括支援センターにおいて、看護学生とかの実習生の受け入れの説明があったが、実習を受けてもらった実習生たちの手ごたえというか、興味を持ってもらえるような感じであったのか。

⇒事務局(北地区地域包括支援センター)

看護学生に関しては、1日だけの実習ということだったので、細かいところまで理解を深めてもらうには難しい状況であったが、可能な限り訪問などの現場や会議などの仕事に同行するなどし、実務を体験してもらうことに努めた結果、実習後の振り返りでは、地域包括支援センターで働くという道もあることを知ってもらえるいい機会となったと感じている。

○ 瀬戸副会長

実習生には、様々な体験をしてもらい、いろんな道があること、地域包括支援センターの業務に興味を持ってもらう機会を増やすことはよいことである。

⇒事務局(基幹型地域包括支援センター)

相談件数が年々大きく伸びている。令和元年度、1万件／年だった相談件数は、毎年2千件～3千件伸びており、令和5年度は1万9千件／年、令和6年度1月末時点で2万件を超えている。年度末には2万4、5千件／年となる見通しである。その増加する相談件数等に対応するために今回、中央地区と東地区の地域包括支援センターに専門職を1名増員する予定としている。

- 2)報告事項 ア)チームオレンジ事業「まどかオレンジ」の実施状況について
 イ)地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況について

○ 瀬戸副会長

福岡県介護予防支援センターとの関連はあるのか。

⇒事務局

関りはありません。

○ 瀬戸副会長

地域リハビリテーション活動支援事業について、福岡県介護予防支援センターの行っている事業と同じスキームである。派遣するリハビリ専門職はどこかの事業所に所属していると思うが、事業所の業務として行うのか、個人で休みを取って行うのか。

⇒事務局

本市では、3団体(NPO 法人 FSA、特定医療法人 社団 三光会 誠愛リハビリテーション病院、医療法人英

蓉会 筑紫南ヶ丘病院)にお願いし業務を行っている。NPO 法人からの派遣では、業務の休みを取って行っている。その他病院については業務として行っている。NPO 法人からの派遣では、リハビリ専門職はどこかの事業者に所属しており、その所属先と協議を行ったことはあるが、業務として行くのには難しいとの回答があったので、現在はNPO 法人の方から派遣されている状況となっている。

○ 古野委員

まどかオレンジ協力隊について、活動の際に起こったトラブルや事故に対する保険には加入しているのか。

⇒事務局

市社会福祉協議会にて取りまとめを行っているボランティア保険に加入をしている。

○ 瀬戸副会長

ボランティア保険の場合、謝金が払われていたら補償の対象から外れることがあるが大丈夫か。

⇒事務局

協力隊員が個別支援としてご自宅にお伺いする分については、費用弁償(交通費相当)として1回当たり 500 円を支払っているが、謝金ではないため問題ないと考えている。

3)その他 ア)感染対策委員会について

○ 古野委員

資料に出勤停止に係る事項が記載されているが、どのような場合に出勤停止となるのか。当法人も同居の家族がコロナウイルス感染症だった場合、3日間出勤停止とし、検査を行い陰性であれば出勤可としていたが、コロナウイルス感染症が5類へ移行されたためコロナ禍前に戻そうという流れになった。このような場合に、感染していない元気な職員が出勤停止になることに伴い、1つが現場の業務が回らないこと。もう1つが出勤停止のため有給休暇の日数が減ってしまう問題があった。地域包括支援センターではこのような場合、どのような運用となっているのか。

⇒事務局

各地区地域包括支援センターにおいては、受託法人の取り決めにより運用されている。基幹型地域包括支援センターについては、市役所の職員となるため、市の取り決めにより運用をしている。市の方ではインフルエンザとコロナウイルス感染症については、発症後2日、解熱後2日を目安に自宅療養としている。これはどの包括地域支援センターも同じ取り扱いとなっている。市では同居の家族が感染した場合の取り決めはないが、南地区地域包括支援センターでは、抗原検査で陰性を確認するとか、中央と東地区地域包括支援センターでは受託法人が準備するタミフルの服用を行うとか、北地区地域包括支援センターでは、家族の発症が判明した時点で家内感染隔離、隔離から 24 時間経過観察し、職員に症状がなければ2日～4日目までは出勤前、事業所に入る前までに抗原検査にて陰性を確認したうえで出勤を認めている。

○ 古野委員

参考にさせていただく。ちなみに出勤停止は有給とするのか、特別休暇とするのか。

⇒事務局

市の方では、医師の診断書の提出があれば病気休暇(特別休暇)として取り扱っている。

○ 齊藤委員

この資料については、感染症になった場合のことを想定して準備するためのものだと思うが、インフルエンザやコロナウイルスに感染したという話を聞くことがある。今の感染症の発症状況はどのようなものか。

○ 瀬戸副会長

福岡県では、インフルエンザとコロナウイルス感染症は、定点報告で3程度となっている。インフルエンザは発熱などの症状が出るが、今のコロナウイルス感染症は、熱が出ない・喉だけ痛いだけ・鼻水が出るだけというような多彩な症状となっている。定点報告で3程度であるが、先ほど言った軽い症状ではコロナウイルス感染症の検査を行わないことが多く、もし検査をしていたらかなり多い数字になっているのではと考えている。特に熱がなければ花粉症など症状が類似しているため、その診断がなされることもある。

⇒事務局

今までの所、職員の中で感染が拡がり、多くの職員が休む状況や業務が遂行できなくなったことはない。また、介護事業所などで集団感染があったという報告も受けていない。感染症の発生は単発なものであり、事業所においては予防のため、面会の制限などの措置を行っているところもある。

以上